

*日本の学校への通学について、外国人には義務はありませんが権利があります。

*日本の義務教育は小学校6年間(学年齢6歳~12歳)と中学校3年間(12~15歳)です。学期は4月に始まり、翌年3月に終わります。

義務教育年齢の子どもは、試験なしに入学できます。高等学校には4月1日に満15歳以上で 1) 日本の中学校を卒業した者 2) 外国において9年間の教育課程を終了した者 3) 中学卒業認定試験などにより中学卒業者と同等以上の学力があると認められた者に受験資格があります。

*公立の学校への通学手続きは市町の教育委員会で行います。

*公立の義務教育の小中学校では、文部科学省が定めている教育課程の基準に基づいた学習が、すべて日本語で行われます。

*日本の公立学校はそれぞれの地域にあり、経済的な負担も少ないです。(入学金、授業料、教科書代は無償。保護者の負担となるのは、学用品と給食、遠足費用、および諸経費です)

*学校によっては、日本語の分からない子ども達のために、一週間に数時間、日本語や日本での生活について教える先生がおられます。

*編入する学年は、原則として学齢相当の学年になります。

*昼間保護者のいない家庭の小学生児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与えるため児童クラブがありますので、市町役場で相談しましょう。

*学校を欠席するとき、帰国する時は必ず学校に連絡しましょう。また言葉や学習、不登校の悩み、子どもの様子で心配などがあるときも先生に相談しましょう。

学校あれこれ

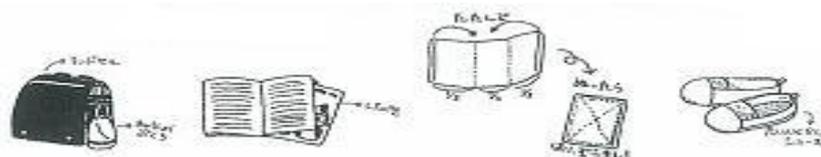
懇談会: 父兄と先生が子どもの教育のことで話し合う場です。 **給食袋:** おはしやスプーンと給食チブキンを入れる布袋です。

下敷き: ノートに挟んで鉛筆で書くときに使うプラスチックの板 **雑巾:** 子どもが掃除をしたりする時に使う(タオルで作ったもの)

家庭訪問: 新学期が始まると、先生が子供の生活環境を知るため、家庭を訪問します。

体育館シューズ: 体育館で使うスポーツ用の内履き。教室用とは違います。

子どものこと、悩みの決してひとりで抱え込まないで だれかに相談しましょう!	
相談先:	学校、各市町役場、各市町教育委員会および各外国人相談窓口
子どもの人権問題やいじめ:	子ども人権110番 0120-007-110
子供や家庭における親子関係の相談:	子供と家庭の110番 077-566-4152
子供の養育、心身障害、虐待、保護の相談は:	
中央子ども家庭相談センター	077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
外国語による相談窓口	滋賀県国際協会 077-523-5646



外国人として日本で生きるのは大変困難なことです。特に言葉が、習慣やライラスタイルを学ぶ妨げになるからです。しかし子どもの場合は少し異なります。彼らに備わった天性の笑顔、遊び、やさしきでコミュニケーションの壁を打ち破ることができるからです。

学校は学ぶだけでなく、社会に適応する場でもあります。日本の学校への通学はアイデンティティや習慣、言葉の喪失を意味するものでもなく、お互い尊重しあうことで豊かな生活を送るための調整能力を身につけることなのです。
マベル・コロシラス